

3D 都市モデルを活用した JR 伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、いの町（以下「発注者」という。）が業務委託する、「3D 都市モデルを活用した JR 伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務」（以下「本業務」という。）について、受託者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない作業の仕様を定めるものとする。

第2条 (目的)

本業務は、いの町の玄関口としてふさわしい活気ある駅前エリアにするべく、周辺の建築物も含めて「JR 伊野駅前周辺再整備基本構想」の策定を目的とする。

JR 伊野駅前は、町の玄関口としてすでに一定の商業や文化的な機能を有し、町の中心地としての役割を担っているが、近年、使用頻度が著しく低下している「JR 伊野駅前駐輪場」や、多くの公共交通等のバス等が出入りしており、公共交通の維持を図るべく県北部交通の拠点機能の充実を図るなど、公共交通の結節点としての機能や課題がある。

これらの課題を解決するため、令和 6 年度に整備を行った 3D 都市モデルを活用し、JR 伊野駅前の拠点形成の検討を図り、併せて、隣接する民有地の活用を官民連携で検討することにより、駅前空間の活性化・公共交通の維持に向けた調査検討を行うものである。

第3条 (準拠法令等)

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) いの町振興計画
- (2) いの町都市計画マスタープラン
- (3) いの町立地適正化計画
- (4) 伊野駅周辺地区まちづくり未来ビジョン
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）
- (6) 測量法施行令（昭和 24 年政令法律第 322 号、最終改正：令和元年政令第 183 号）
- (7) 測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号、最終改正：令和 4 年国土交通省令第 7 号）
- (8) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年法律第 87 号）
- (9) 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号、最終改正：令和 4 年政令第 37 号）

- (10)都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号、最終改正：令和 4 年国土交通省令第 80 号）
- (11)地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (12)地理情報標準プロファイル（JPGIS） 2014
- (13)測量法第 34 条で定める作業規程の準則（国土地理院）
- (14)高知県公共測量作業規程
- (15)3D 都市モデル標準製品仕様書 第 3.0 版
- (16)3D 都市モデル標準作業手順書 第 3.0 版
- (17)3D 都市モデルの導入ガイダンス 第 3.0 版
- (18)3D 都市モデル整備のための測量マニュアル 第 2.0 版
- (19)3D 都市モデルを活用した災害リスク情報の可視化マニュアル
- (20)その他関係法令等

第4条 （疑義）

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第5条 （提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者等通知書（経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類）
- (4) 業務計画書
- (5) その他、発注者が必要と認める書類

第6条 （秘密の保持）

本業務において、受注者は業務上知り得た全ての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第7条 （配置予定技術者）

受注者の選任する技術者は、本業務に必要となる高度な技術と十分な実務経験を有するものとし、下記の要件を満たす技術者を選任するものとする。

なお、各技術者は受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。また、各技術者は同一の者が兼ねることができない。

配置予定技術者の要件

技術者区分	実績要件（過去5年以内）
管理技術者	3D都市モデル整備の実務経験を有する測量士
照査技術者	3D都市モデル整備の実務経験を有するもの
担当技術者① （3D都市モデル）	3D都市モデル整備の実務経験を有するもの
担当技術者② （基本構想策定）	基本構想策定の実務経験（※1）を有し、かつ技術士（都市及び地方計画）又はRCCM（都市及び地方計画）有するもの

※1 まちづくり基本構想策定に関する業務、エリアプラットフォーム構築支援、エリアビジョン策定、官民連携基本方針又は基本計画、地域公共交通計画策定、立地適正化計画、都市計画マスタープラン

第8条 （打合せ等）

受注者は、本業務実施期間中、打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。また、作業打合せの際、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。

第9条 （成果品の帰属）

本業務の成果品については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄してはならない。また、受注者が成果品に関する著作権等を有する場合においても、発注者及び発注者指定の物に対してこれを行行使しないものとする。

第10条 （損害賠償）

受注者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害または公衆に迷惑の生じないよう配慮するものとする。本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第11条 （不備訂正）

受注者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後といえども仕様書及び関係規程等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見されたときには、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第12条 （品質確保）

受注者は、本業務における成果品の品質を確保するため、ISO 9001に準拠した品質マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステ

ムに基づく照査を行って成果品の品質を確保するものとする。

なお、受注者は、業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

第13条 （情報保護）

本業務では、発注者の情報資産を取り扱うことから、受注者は、ISO／IEC 27001（ISMS）及び JIS Q15001（PMS）に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。また、受注者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取り扱いに際して、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

第14条 （貸与資料）

発注者は、受注者に以下の資料を貸与するものとする。その場合受注者は、発注者に借入書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。また、発注者が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

- (1) 3D 都市モデルデータ
- (2) コードリスト
- (3) XMLSchema
- (4) 拡張製品仕様書
- (5) メタデータ
- (6) いの町振興計画
- (7) いの町都市計画マスタープラン
- (8) いの町立地適正化計画
- (9) 伊野駅周辺地区まちづくり未来ビジョン
- (10) その他、発注者が認める資料・データ

第15条 （業務カルテ作成・登録）

受注者は、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づく業務カルテを作成し、発注者の確認を受けた後にオンラインで提出しなければならない。また、登録後は（一財）日本建設情報総合センター発行の登録内容確認書を発注者に提出しなければならない。なお、業務カルテの提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、契約締結後 10 日以内
- (2) 完了時登録データ：土・日曜日及び祝日等を除き、業務完了後 10 日以内
- (3) 変更時登録データ：登録データの変更のあった日から土・日曜日及び祝日等を除き、10 日以内

第16条 （完了検査）

受注者は、前条における成果品について発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。

第17条 （業務数量の変更等）

本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合は、発注者受注者協議の上本契約を変更出来るものとする。ただし、軽微な増減は変更を行わないものとし、その算出方法については発注者の設計変更図書に基づくものとする。

第18条 （納入期限及び納入場所）

本業務の納入期限及び納入場所は以下のとおりとし、検査期間を含むものとする。

- (1) 納入期限 令和8年3月16日
- (2) 納入場所 いの町土木課

第2章 業 務 概 要

第19条 （作業概要）

本業務における作業概要は、次のとおりとする。

- (1) 3D都市モデルを活用した基本構想策定 1式
- (2) 成果品とりまとめ 1式

第20条 （計画準備）

本業務の実施にあたり、発注者と協議し、合理的かつ機能的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定め、細部計画を立案し、発注者の承諾を受けるものとする。

第21条 （打ち合わせ協議）

打合せ協議は、着手時、中間時3回、納品時の計5回行うものとする。なお、必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。打合せ記録簿については受注者が作成し、発注者の確認を受けなければならない。

第3章 3D都市モデルを活用した基本構想策定

第22条 （資料収集整理）

本業務を実施するにあたり、必要な資料及びデータを収集するものとする。

第23条 （JR伊野駅周辺の位置づけ検討）

振興計画及び都市計画マスタープラン・立地適正化計画・伊野駅周辺地区まちづくり未来ビジョン等の上位計画及び関連計画を基に、JR伊野駅駐輪場及び周辺地区の位置づけを検討し、構想範囲を設定するものとする。

第24条 （現況と課題の整理）

目指すべき基本理念や将来像を設定するため、駅前広場、道路現況・土地利用等の現状把握及び現地踏査から地区の課題等を整理するものとする。

第25条 （まちづくりの方向性の検討）

地域活性化などの観点から、都市機能、道路ネットワーク、土地利用のあり方などJR伊野駅周辺のまちづくりの具体的な方向性を検討し、将来のめざす姿の基本方針を設定するものとする。

第26条 （JR伊野駅前再整備基本構想策定）

前条までの検討結果を基にJR伊野駅前再整備基本構想を策定するものとする。また、再整備後のイメージとしてCAD等を活用しパースの作成を行うこと。

第27条 （検討委員会の運営支援）

JR伊野駅前再整備基本構想の策定にあたり開催する検討委員会の運営支援を行うものとする。検討委員会については3回を想定しているが、回数を縛るものではない。

検討委員会は、公共交通事業者や関係するエリアの地権者、庁内関係部局などから構成することを想定している。

第28条 （ユースケースデータ作成）

前条にて作成したJR伊野駅再整備後のイメージパースのCADデータ等を既存の3D都市モデル上に重ね合わせが可能なデータ形式（3D Tiles等）に変換を行い、JR伊野駅再整備後の3Dモデルを作成するものとする。

第4章 成 果 品 と り ま と め

第29条 （オープンデータ作成）

本作業では、様々な官民の分野・用途で作成した 3D 都市モデルの利用を促進するため、オープンデータを作成する。

第30条 （成果品のとりまとめ）

本作業は、検討結果等を踏まえ成果品を取りまとめるものとする。

第31条 （3D 都市モデルビューワへのセットアップ）

本作業は、第 30 条で作成された成果品のうち、オープンデータにかかるデータセットを G 空間情報センターにアップロードし、オープンデータとして公開するための調整を行う。

PLATEAU ビューワにユースケースデータとしてセットアップを行うものとする。

なお、今後の本町での 3D 都市モデル活用に有効と考えられるビューワを別途提案する場合、令和 7 年度から令和 11 年度までの運用保守業務を本業務の範囲内とする。

第5章 成 果 品

第32条 成果品

本業務における納入成果品は以下のとおりとし、業務に係る各全ての電子データは外付け HDD に格納し、納品するものとする。

成果品一覧

No.	成果品	数量	単位	備 考
1	打合せ記録簿	1	式	
2	業務報告書	1	式	
3	基本構想	1	式	
4	パースデータ	1	式	
5	PLATEAUVIEW搭載用データ（3DTiles形式）	1	式	
5	その他受注者発注者協議の上必要とする資料	1	式	